

世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム
《国際研究拠点形成促進事業費補助金》
Q&A集

【対象機関等について】

問 1. 大学共同利用機関法人に属する研究所が単独でホスト機関となり応募できるか。

(答)

大学共同利用機関の場合、ホスト機関となりうるのは、国立大学法人法(平成15年法律第112号)にいう大学共同利用機関法人であり、全体責任者は機構長となります。

問 2. 特定非営利活動促進法でいう法人(NPO法人)は応募できるのか。

(答)

応募は可能です。

公募要領に記述される公益法人には、民法でいう社団法人又は財団法人に加え、特定非営利活動促進法でいう法人(NPO法人)が含まれております。

問 3. 同一ホスト機関内で複数の応募をすることに制限はあるのか。

(答)

同一ホスト機関内での応募の数に制限はありません。

問 4. 2機関が対等の関係で共同して同一分野のプログラムを申請できるでしょうか。

(答)

本プログラムの主旨に鑑み、中核となるホスト機関が明確になっていることが求められ、2機関共同での申請は認められません。

【中長期的なビジョンについて】

問 5. 拠点形成の中長期的なビジョンについて、具体的に拠点構想の申請様式のどの部分に記載すべきか。

(答)

公募要領にいう「中長期的なビジョン」は、拠点長(拠点構想責任者)としてのビジョンであり、拠点長候補者の責任において作成し、「1. 拠点構想等の概要」及び「2. 拠点構想」にそれぞれ添付する必要があります。

【対象分野について】

問 6. 臨床研究は、対象分野となるのか。

(答)

臨床研究に限らず、特定の研究分野を制度的に排除することはいたしておりません。拠点構想の具体的な内容を見て、公募要領の要件(「基礎研究分野(基礎から応用への展開を目指す分野を含む。))で、原則として複数の分野にまたがる融合領域を対象とする」)を満たしているかどうか審査されます。

問 7. 医学と生命科学の共同研究は融合領域と認められるか。

(答)

本プログラムでは、医歯薬学は生命科学の一分野として整理されており、従って、医学と生命科学の共同研究は、ここでいう融合領域には該当しません。

問 8. 対象分野に「原則として」とあるが、融合領域でなくてもかまわないのか。

(答)

「融合領域であること」はあくまでも原則であり、単独分野の応募そのものを排除するものではありません。ただし、具体の審査においては、対象分野が融合領域であるかどうかは評価の対象とされません。(融合領域の方が有利に評価されると考えられます。)

問 9. 融合領域について、例示された7分野の融合領域でなければならないのか。

(答)

提示されている7分野はあくまでも例示であり、それ以外の分野の融合領域を排除するものではありません。

問10. 人文社会科学は対象分野に含まれるか。自然科学の1分野と人文社会科学分野の融合は対象として含まれるか。

(答)

人文社会科学のみに係るものは、対象となりません。また、人文社会科学との融合であることをもって、公募要領に言う融合領域の要件を満たしているとは判断されません。(このことは、自然科学と人文社会科学の融合分野を排除するものではありません。)

【運営について】

問11. 拠点長は、ホスト機関の研究者ではなく、海外の研究者若しくは国内他機関の研究者を招へいしてもよいか。

(答)

拠点長は、必ずしもホスト機関の研究者である必要はなく、海外あるいは国内他機関の研究者を招へいすることも可能です。

問12. 拠点長は他のプログラムの代表者を兼務することができるか。また、現在他のプログラムの代表者をしているものを拠点長候補者とすることは可能か。

(答)

プログラムの性格上、拠点長は「専任」であることが求められ、拠点構築を目的とする拠点型の競争的資金の研究代表者との兼任は認められません。一方、専ら研究開発を目的とする研究課題型の競争的資金の研究代表者等となることは問題ありません。

主な拠点型の競争的資金...21世紀COEプログラム、グローバルCOEプログラム、科学技術振興調整費(うち、スーパーCOE、先端融合領域イノベーション創出拠点の形成)等

問13. 拠点長が、大学等における他の教育研究や役職、他の拠点形成プログラムの構成員(研究代表者を除く)を兼任できるか。

(答)

拠点長が、形式的に兼任することは排除しませんが、実態として拠点長としての活動に専従しているかが評価されます。(例えば、他の職を兼任する場合でも、その職における活動が拠点の活動とみなせる場合は、当該職を兼任することに制限はありません。)

問14. 研究グループの代表として拠点を構想した者がマネージャー(拠点長)ではなくプレーヤーにとどまり、拠点長として拠点経営する者を別にアサインすることは可能か。

(答)

研究グループの代表として拠点を構想した者と別の者を拠点長としてアサインすることは可能です。また、拠点を構想した者が主任研究者等として拠点構想に参画することも可能です。

問15. 拠点長は、主任研究者を併任できるか。

(答)

拠点長が主任研究者を兼ねることについては、特に制限はありません。

問16. 主任研究者に年齢制限はないのか。

(答)

主任研究者について特に年齢制限は設けませんが、当該拠点が10年間にわたって活動を維持できる体制となっているかどうか、審査の際に評価されます。

問17. ホスト機関以外から主任研究者を招へいする場合、任期制としてもよいか。

(答)

主任研究者を任期制で採用することは問題はありません。

問18. 拠点長の着任は本プログラムの開始(平成19年10月)と時間的なタイムラグが許されるか。また、どの程度のタイムラグが許されるか。

(答)

拠点長は、拠点設立当初から着任しなければならないということではありませんが、着任時期については明確にする必要があります。また、着任までの時間については、特に制限を設けませんが、なるべく早期に着任することが望まれ、着任時期も審査の際の判断の材料となります。

問19. 拠点長が研究遂行上の実質的な判断が行え、リーダーシップが発揮できる体制が整備されることを求めています。実質が確保されれば、形式的には既存の部局の下にあって部局長の管理・監督を受ける形でも許容されるのか。

(答)

ホスト機関内における拠点の位置づけについては特に形式的な要件はなく、どのような形で拠点を設置するかはホスト機関の判断に任せられますが、審査の際には、各拠点構想毎に、拠点長のリーダーシップと実質的な判断を本当に担保する体制になっているかが評価されます。

また、ホスト機関には、当該拠点において、「機関内の従来 of 運営方法にとらわれない手法(英語環境、能力に応じた、俸給システム、トップダウン的な意思決定システム等)を導入できるように機関内の制度の柔軟な運用、改定、整備等に協力する」ことをコミットすることが求められます。

【拠点を構成する研究者等】

問20. 主任研究者について、かなりの部分をホスト機関の研究者ではなく、ホスト機関以外の外国人研究者を招へいすることによって構成してもよいか

(答)

主任研究者の招へいについては、ホスト機関の研究者である必要はなく、ホスト機関以外からの研究者の招へいについては制限を設けません。

問21. 主任研究者は専任でなく、兼任(あるいは併任)としなければならないか。また、兼任の場合、例えばエフォート10%でも、拠点を構成する研究者数を数える際に、1人と勘定して良いのか。

(答)

主任研究者については、専任あっても、兼任であっても構いませんが、本事業を遂行する上で中心的な役割を期待されており、それに十分に応えられることが重要です。

主任研究者が兼任の場合(エフォートが100%未満)でも、拠点を構成する研究者としては一人と数えます。また、エフォートについて具体的な下限は設けないものの、前述の観点から、拠点を構成する研究者には、ある程度拠点としてまとまった活動を行ってもらうことが期待されており、エフォートの小さい研究者のみで構成された拠点構想については、審査の際に不利な評価を受けることが想定されます。

問22. 主任研究者が兼任の場合、1年間に拠点にどの程度滞在しなければならないというような制限はあるか。

(答)

個々の主任研究者について、兼任の場合の拠点への滞在期間についての基準は設けません。ただし、審査においては、拠点全体として、「ある程度の規模を有する中核が物理的に集結している」かが評価されます。

問23. 他の拠点プログラムに参画している研究者が、本プログラムにも参画できますか。

(答)

拠点長以外の研究者の他のプログラムとの兼任については、特に制限を設けません。ただし、その研究者が拠点構想の実現のための活動にどの程度の時間を割くのか(エフォート)を明示していただきます。また、その際、他の競争的資金による活動であっても、当該拠点構想の目的に合致し、当該拠点において実施するものであれば、拠点のための活動とみなしていただいて構いません。

問24. 主任研究者が本プログラムの他の応募と重複しても支障はないでしょうか。

(答)

本プログラムの各拠点構想間での主任研究者の重複については特に制限を設けておりません。ただし、当該研究者のエフォートの算出に当たっては、各拠点構想の活動は、排他的に取り扱います。

問25. 名誉教授や客員教授も拠点を構成する研究者となりえるのか。

(答)

名誉教授や客員教授が拠点構想に参画することについては制限を設けておりませんが、それらの研究者が拠点を構成する研究者となりうるかどうかは、当該拠点においてその研究者が実際にどの程度研究活動を行っているかにより、個別に判断されます。具体的な研究活動を伴わない研究者は、肩書きの如何によらず、当該拠点を構成する研究者とみなされません。

問26. 世界トップレベルの研究者の指標として、()国際的影響力の具体的な指標a)～e)のすべての要件を満たす研究者でなければならないか、あるいは、一つまたは複数満たすことでよいか。

(答)

各研究者が全ての要件を満たす必要はなく、例示に挙げられた指標等を参考に、当該研究者が世界トップレベルの研究者であるかどうかを総合的に判断されます。

問27. 「拠点を構成する研究者等」の数値目標は拠点設立当初から実現されなければならないものか。また、仮にそうでない場合はいつまでに実現しなければならないのか。

(答)

公募要領に挙げられた数値目標は、必ずしも拠点設立当初から実現される必要はありませんが、拠点設立当初に目標が達成されていない場合は、それらを達成するための具体的計画(時期・手順など)を明確にする必要があります。

また、目標の達成時期については、特に制限(「何年以内に達成しなければならない」など)を設けませんが、審査の際の判断の材料となります。(一般的に、より早期に目標が達成される方が有利に評価される可能性が高いと思われます。)

問28. 拠点の規模として、「総勢200人程度あるいはそれ以上」という目標値は例外なく満足しなければならないものか。

(答)

「総勢200人程度あるいはそれ以上」というのは、目安であり、この条件を満たさないからといって応募できないということではありません。ただし、審査の際には、各拠点構想が、その規模も含め、本プロ

グラムの目的である「『目に見える拠点』の形成を目指す」ものとなっているかが評価されます。

問29. 数値目標が達成されない構想は審査対象から排除されるか。

(答)

数値目標については、いずれも目安であり、全ての目標を満たさないからといって審査対象から排除されるものではありません。ただし、審査の際には、各拠点構想が、当該数値目標との関連も含め、本プログラムの目的である「『目に見える拠点』の形成を目指す」ものとなっているかが評価されます。

問30. 連携する機関の数に上限はあるか。

(答)

連携する他機関の数に制限は設けませんが、審査の際は、「研究水準が高く、ある程度の規模を有する中核が物理的に集結している構想となっているか」、また、他機関との連携が「拠点全体としての機能の補完・強化」に本当に寄与するかどうか評価されます。したがって、いたずらに連携機関の数を増やすことは、審査の過程で不利に扱われる可能性があります。

問31. サテライト的な機能とはどのようなものか。

(答)

公募要領にいう「サテライト的な機能」とは、国内外の他機関との有機的な連携等を進めるために設ける、いわば拠点の出先機関として機能する組織をイメージしており、あくまでも拠点の一部として機能するものを想定しています。(連携する相手機関が「サテライト」ではありません。)

問32. 海外の機関と連携することは可能か。また、海外にサテライトを設置できるか。

(答)

連携する機関については、拠点全体としての機能の補完・強化を図るものであれば、必ずしも国内の機関である必要はなく、海外の機関との連携(サテライトの設置を含む。)は可能です。

【環境整備について】

問33. 「研究者から研究以外の職務を減免する…」とあるが、研究以外のすべての職務を排除することを基本とするのか。または、大学院博士課程への指導など研究活動と密接に関連する職務は許容されるのか。若しくは、学部での教育活動まで許容されるのか。

(答)

ここでいう研究以外の職務とは、主に当該研究者自身が行わなくても問題を生じない管理事務

等を想定しており、大学院博士課程への指導等の教育活動を必ず減免しなければならないということはありません。

問34. 「職務上使用する言語は英語を基本とし」とあるが、「基本とし」とはどういう意味か。

(答)

ホスト機関本体との間のやり取り等、一部の手続き等については、日本語を使用せざるを得ないとの想定の下での表現であり、拠点内で職務上使用する言語は英語であることが要請されます。

問35. 外国人研究者やポストクの給与について、上限等の制約はあるのか。

(答)

給与等の額について、制度的な制約はありません。各機関が、それぞれの責任において内規等を定め、適切と判断する額を支給して下さい。

問36. 国内の研究者に対しスタートアップ研究費を支給することは可能か。

(答)

国内他機関からの招へい研究者に対しても、その研究者の招へいに必要なスタートアップ研究資金を支給することは可能です。ただし、スタートアップ研究資金によって行われる研究は拠点形成と関連する研究でなければなりません。

また、本プログラムが、研究資金の提供を主たる目的とする通常のプログラムとは全く性質の異なるものであることを踏まえ、研究費への支出は、真に必要なものに限定するようお願いいたします。

問37. 「海外、国内他機関から招へいする研究者については、拠点構想への参加の意思を示した書簡を添付」とあるが、どの程度の内容のものが求められるのか。

(答)

拠点構想が採択された場合には、当該構想への参加を検討するという内容、もしくはそれ以上のものが求められます。

【研究資金等の確保について】

問38. 本プログラムからの支援額に付随する間接経費をホスト機関から提供されるリソースとしてカウントできるのか。

(答)

間接経費のうち、ホスト機関が特に本プログラムの遂行に関連して使用するものについては、ホスト機関のリソースとみなして問題ありません。

ただし、公募要領にいう「本プログラムからの支援額」には、間接経費分も含めた全ての補助額が含まれます。(直接経費が10億円、間接経費が3億円で計13億円の拠点構想であれば、同程度以上のリソースは13億円を基準額とします。)

問39. 本件プログラムからの支援額と同程度以上のリソースについて、ホスト機関が提供する施設・設備の対価額や、ホスト機関にもともと所属している研究者に支給される給与や配分される研究費(当たり研究費など)などを、同程度以上のリソースに含めてよいのか。

(答)

ホスト機関が提供する施設・設備の使用料相当分、研究者の給与、ホスト機関から配分される研究費などは「ホスト機関からの現物供与等」として「リソース」に計上して構いません。

問40. 「当該拠点に参加する研究者が獲得する競争的資金等の研究費をもって当該拠点の運営と研究活動にあてる」とあるが、この競争的資金の定義はあるのか。日本国内外を問わず、全ての公募により獲得する研究資金等と考えてよいのか？

(答)

公募要領にいう「競争的資金等の研究費」については、競争的資金以外にも、国内外を問わず拠点に所属する研究者が獲得した全ての外部資金による研究費が含まれると考えます。

なお、「競争的資金」そのものについては、以下のURLを参照。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/06ichiran.pdf>

問41. 本プログラムにおける研究事業に参加する研究者がこれまでに獲得した外部資金の額は、全額将来の外部資金の獲得額を推計する上で組み込むことができるのか。

(答)

競争的資金等の研究費については、「研究活動の実施に必要となる時間に占める、本件拠点における研究活動(他の競争的資金による研究活動も含む)の実施に必要となる時間の割合」を勘案して算入することとしており、将来の外部資金の獲得額を推計する上でも同様の想定をおくものとします。(当該研究者が全ての研究活動を本拠点において実施する場合は、その研究者が獲得した外部資金の全額を組み込むことができます。)

問42. ホスト機関のコミットメントとして、「研究資金の確保のために研究者が競争的資金を獲得するために必要な支援、外部からの寄付等の確保に必要な支援を行う」とされているが、競争的資金も寄付も100%確実なものではない。かかる資金が確保できず、本格的な研究活動が実施できない事態が生じた場合、どのような対応をとることを期待しているのか。また、そのような事態を生じた場合の責任主体は誰になるのか。

(答)

「本件プログラムからの支援額と同程度以上のリソースを確保する」責任は一義的には拠点構想責任者たる拠点長が負うこととなりますが、当該リソースが確保できなかったことにより拠点構想が実施し得なくなった場合の最終的な責任は、全体責任者たるホスト機関の長が負うこととなります。なお、必要なリソースの確保が十分にできず拠点構想を実施できなくなった場合には、本件プログラムからの支援を打ち切らざるを得なくなるものと考えます。

【資金計画について】

問43. 間接経費の内訳を記載する必要はあるか。

(答)

間接経費は、被配分機関の長の責任の下、「複数の競争的資金を獲得した被配分機関においては、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用する」べきものであり、本プログラムの応募の際に間接経費の用途を特定する必要はありません。

ただし、直接経費として使用すべきものは間接経費の対象外となることにご留意ください。

問44. 世界トップレベルの研究者の活動を社会に見せるために現地見学会等の開催、ホームページの作成などのアウトリーチ予算を直接経費から支出することが可能か。

(答)

世界トップレベル研究拠点の形成に必要であれば、アウトリーチ予算についても直接経費として支出することは可能です。

問45. 平成19年度の経費の明細を記載する欄に比べ、平成20年度以降の明細を記載する欄が半分になっているのは、平成20年度以降については人件費、旅費、備品・消耗品費、その他といった、大きな括りで記載すればよいのか。

(答)

応募様式の各欄については、必要に応じて、サイズを変更してください。

問46. 本プログラムにおいて、10年間は、当初の計画のとおり毎年度の予算規模が保証されるのか。

(答)

各年度の最終的な補助額は、当該年度における予算の確保状況に応じて調整されることとなります。

【その他】

問47. 本活動で取得した特許などの知的財産の帰属はどこにすべきか。

(答)

知的財産の帰属については、ホスト機関の規定に従ってください。

問48. 教育や人材育成は要件に含まれるのか、審査対象になるのか。

(答)

教育については、本プログラムの要件には入っておりませんし、審査の対象とはなりません。人材育成については、研究活動に付随するものとして評価される可能性があります。

【経費について】

問49. 本補助金は、年度繰り越しが可能(繰越明許費)か。

(答)

補助金の交付決定時には予想し得なかった不測の事態により、当該年度内に補助事業が完了しない見込みのあるものについては、文部科学大臣を通じて財務大臣に繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰越して使用することが可能です。
(財務省への繰越承認要求は、文部科学省が行うため、財務大臣の承認を得た後、概算払いを受けた補助金のうち繰越相当分を文部科学省に一旦返還する必要があります。)

問50. 外国人研究者等の宿舎を借り上げるための経費に本補助金の直接経費を充てることは可能か。

(答)

可能です。各ホスト機関の内規等に従って、適切に取り扱うようにしてください。
なお、当該研究者が宿泊したことを示す記録を残すなど、補助金が適正に使用されたことが分かるようにしておくことが望まれます。

問51. 本補助金により、退職金の支給は可能か。

(答)

退職金の支払いは可能です。ただし、算定期間は補助事業に係る期間のみとし、当該雇用者に退職金を支払う年度の補助金から支払う必要があります。なお、当補助金を退職金の引当金として引き当てることはできません。

問52. 学内施設の共用スペースを借りるための使用料や学内共同利用施設の機器使用料などの経費に本補助金の直接経費を充てることは可能か。

(答)

学内施設・機器等の借料に直接経費を充てることは原則的にできません。

ただし、学内規定等において、使用料等が定められている施設であり、かつ、当該使用料が施設の使用に伴って発生する施設の管理に必要な最低限の経費である場合は、支出することが可能です。

問53. 民間企業等が所有する土地・建物等の借料について、直接経費からの経費の支出は可能か。

(答)

本事業を遂行する上で借り上げた土地や建物に関する借料については、直接経費からの支出が可能です。

問54. ホスト機関内の他部局との併任者に対し、賃金・手当を直接経費から支出できるか。

(答)

ホスト機関内の他部局に在籍し、本事業の遂行のため当該拠点に併任される職員に係る人件費については、直接経費からの支出はできません。

問55. 研究支援員、事務スタッフを雇用するに当たって、赴任・帰還の旅費を支給することは可能か。

(答)

本事業に関する用務であれば、支給することは可能です。

問56. 本プログラムに係る外国人研究者の子どもの教育のため、外国語を話せる教師を日本の公私立学校において雇用することとした場合、これに係る経費の一部を本プログラムの直接経費から支出することは可能か。

(答)

当該経費については、直接経費からの支出はできません。

なお、例えば、手当の一部として「子女教育手当」等を規定し、給与の一部として外国人研究者に支給することは可能です。(その場合、当該外国人研究者が当該経費を負担することになります。)

問57. 必要な最先端設備の開発・整備などのR&Dについては、研究費とは区別し、直接経費の対象となるのか。また、対象となる場合の上限額や対象範囲はどのように判断するのか。

(答)

本事業の遂行に必要不可欠な設備の研究開発費については、直接経費から支出できます。ただし、本補助金は設備の整備を目的としていないことにご留意ください。(審査の際には、経費の用途が適切であるかどうか判断の対象となります。)

(順不同)